



上天草市では、平成28年10月より、市内の空き家の有効活用による移住・定住を支援する「空き家バンク制度」を実施します。それに伴い、空き家の登録を促進するため「**空き家バンク登録謝礼金制度**」を設けました。

空き家バンク登録謝礼金制度について

空き家バンクへ物件を登録していただいた場合に、1物件につき**5,000円**の謝礼金をお支払いします。

- * 物件登録の際は、事前調査を行います。調査の結果、登録をお断りする場合がございます。
- * 継続して2年間以上の登録が必要です。

登録・交付までの流れ

空き家バンク制度では、空き家の所有者が空き家バンクに物件の登録を申請した場合、当該物件を市職員と一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の会員が調査を行ったうえで物件を登録します。

空き家の所有者は、空き家バンク登録後90日以内に当制度利用の申請をすることで、空き家バンク登録謝礼金の交付を受けることができます。

【申請に必要な書類】「上天草市空き家バンク登録謝礼金交付申請書兼請求書」

